

平成30年度

# 税に関する絵

# 絵はがきコンクール

平成29年度優秀作品



## 1 テーマ

税に関する絵(税金で造られている建物、施設など税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)であれば何でも構いません。

## 2 応募資格

小学校高学年が対象です。

## 3 応募点数

児童1人につき1点とします。

## 4 応募方法

付属の「応募専用はがき」に氏名等の必要事項および税に関する絵を描いてください。

## 5 応募締切り

平成31年1月11日(金)



## 6 審査

応募作品は、応募者全員の中から公正に審査を行い選定致します。

## 7 表彰・発表

審査結果(入選作品)は本会のホームページにて発表するとともに、本会事務局を通じ学校に通知致します。なお、優秀作品につきましては、公益財団法人全国法人会総連合(女性部会)が実施するコンクールに出展します。

## 8 注意事項

- (1) 応募作品に関する権利は、応募と同時に主催者側に帰属します。
- (2) 応募作品は返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 入選作品は法人会HPやパンフレット等への掲載、または、法人会が関係するイベントにおいて展示する事があります。
- (4) 応募者の個人情報は入選者等への連絡や賞状及び副賞の発送など、税に関する絵はがきコンクール事業の実施のためのみに使用します。

応募専用はがき(切り取ってご利用ください)

郵便はがき

62円切手をお貼りください

9300029

富山市本町 9-10  
大同生命富山ビル 7階

公益社団法人富山県法人会連合会  
女性部会連絡協議会  
事務局

## 「税に関する絵はがきコンクール」係

(フリガナ)		
氏名		男・女
住所		
電話番号 (市外局番から)		
小学校名 学年組	市立	小学校 年組

主催 (公社)富山県法人会連合会女性部会連絡協議会  
(公財)全国法人会総連合  
後援 国税庁



# 税金ってなんだろう？

わたしたちが納めた税金は、みんなの安全を守る警察・消防や、道路・水道の整備といった「みんなのために役立つ活動」や、年金・医療・福祉・教育など「社会での助け合いのための活動」に使われています。そのために必要なたくさんのお金をみんなで出し合って負担するのが「税金」です。つまり税金はみんなで社会を支えるための「会費」と言えるでしょう。

# 税についての決まり

税には、大切な決まりごとが2つあります。どんなことが決められているのでしょうか。2つの大切な決まりごとって、どんなこと？

① 日本の憲法で「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」と決められています。これは「納税の義務」といい、「勤労の義務」、「教育の義務」とならんで、国民の三大義務の一つとされています。



② 日本の憲法で「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と決められています。日本では、税金の法律は、国民の代表者が集まって話し合う国会で決められます。



💡 国会とは国の議会のことをいいます。選挙で選ばれた国民の代表者が集まり、話し合うところです。

税金を納めることは国民の義務なんだね。でも、税金の使いみちってなんだろう？ みんなで考えてみよう！



お問い合わせ先

(公社) 富山法人会 (TEL 076-444-2510)  
 (公社) 高岡法人会 (TEL 0766-23-8855)  
 (公社) 魚津法人会 (TEL 0765-24-1188)  
 (公社) 砺波法人会 (TEL 0763-33-1544)